

教育部 書函

地址：10051臺北市中山南路5號
傳 真：(02)23976980
聯絡人：孫菊英
電 話：(02)77365739

第 1 層決行

受文者：國立暨南國際大學

發文日期：中華民國105年8月4日
發文字號：臺教文(三)字第1050107474號
速別：普通件
密等及解密條件或保密期限：
附件：甄試簡章及報名表、募集要項(0107474A00_ATTCH1.doc、0107474A00_ATTCH2.pdf)

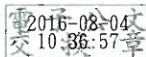
主旨：檢送教育部辦理「106年度沖繩縣政府公費留學獎學金甄試」簡章、報名表及日文版「2017年度沖繩人子弟等留學生募集事項」各乙份，請查照辦理。

說明：

- 一、依據駐那霸辦事處本(105)年7月20日那霸字第10500004030號函辦理。
- 二、旨述獎學金簡章等文件請公告周知，並推薦符合資格優秀在校生或校友1名參加甄試，應繳報名文件乙式4份，請於本年9月9日前備函送部。

正本：各公私立大專校院

副本：駐那霸辦事處、本部國際及兩岸教育司



國際及兩岸
事務處

擬辦：

- 一、文登載校首頁公告周知，上傳文件至公告系統。
- 二、文彙送國比參事參。
- 三、意者請逕依來文說明備妥申請資料後於105年8月29日(六)前向校內國際處繳交文件(逾期不受理)。
- 四、文錄案續辦。

專任林蓉脩
105/8/15

秘書長莊宗憲

105. 8. 16

秘書長蘇玉龍

105. 8. 16

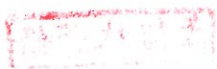
國際及兩岸事務處

105.年 8.月，4日暨收文總字第 1050010997號





1955年10月





教育部辦理 106 年度沖繩縣政府公費留學獎學金甄試簡章

一、提供單位：沖繩縣政府。

二、依據：駐那霸辦事處 105 年 7 月 20 日那霸字第 10500004030 號函。

三、名額：2 名。

四、研修學校及獎助年限：可擇一在琉球大學、名櫻大學、沖繩國際大學或沖繩縣立藝術大學研修 1 年，期間自 106 年 4 月 1 日至 107 年 3 月 31 日止。

五、待遇：

(一)交通費：臺灣至日本沖繩縣那霸機場間往返經濟艙機票 1 張(由提供單位安排或指定，不含機場稅)及在日本國內需要換乘時所需之交通費等。

(二)學費：含檢定費、註冊入學費及學費等所需費用，核實支付。

(三)研修費：教材費、研修指導費，核實支付。

(四)生活費：每月 7 萬日圓，惟第一及最後一個月之生活費，係依實際在沖繩之天數計算核發。

(五)醫療保險費：含國民健康保險費、普通傷害保險費及住宅綜合保險費，惟以 5 萬 1,000 日圓為最高上限。

(六)其它：經知事認定有支出必要之費用。

六、報考資格：

(一)不具日本國籍，在臺灣地區設有戶籍之中華民國國民，身心健全者。

(二)大學以上畢業獲畢業證書可短期出國研修 1 年者。

(三)年齡至 106 年 4 月 1 日未滿 35 歲者。

(四)日本語能力測驗 2 級以上及格者。

(五)符合本簡章、「2017 年度沖繩人子弟等留學生募集事項」及研修學校規定者。

(六)留學期間能够盡力與沖繩縣民交流，並且積極參加沖繩縣主辦的交流活動者。

(七)返國後，能够配合臺北的沖繩縣人會為沖繩縣與臺灣的交流做出貢獻者。

(八)留學費用超出本獎學金時，有能力自行負擔者。

(九)未曾領取本項獎學金者。

七、報名方式及期限：申請者即日起向國內就讀學校報名。學校受理並審核後，





擇優推薦 1 名，並將其報名應繳文件於 105 年 9 月 9 日前函送到部。

八、報名應繳交文件：文件請按次序裝訂成 4 冊，以燕尾夾裝訂，勿以其他特殊方式裝訂。

- (一)貼 2 吋半身脫帽光面照片 1 張及中華民國國民身分證正、反面影本之報名表影本。
- (二)大學以上畢業證書影本。
- (三)大學成績單中、英文影本。
- (四)日本語能力測驗 2 級以上及格證明影本。
- (五)相關經歷資料及個人傑出表現（含獲獎及表揚紀錄）。
- (六)進修計畫書：用日文概述擬修課程、背景、目的、選習課程、研習重點方向、預定進度、畢業後之規劃等。

九、甄試方式：採日文面試，依面試成績，擇優錄取正取、備取候選人各 2 名，正取由本部薦送日方，正取因故出缺時，由備取者依序遞補。

評分項目及評分標準如下：

- (一)書面資料：包括自傳、學習計畫、在學成績、個人經歷與傑出表現等，占 25 分。
- (二)人品與態度：包括儀表、禮貌、態度舉止、涵養、國際禮儀等，占 25 分。
- (三)言詞與表達能力：包括思考與反應、言語表達能力、邏輯概念等，占 25 分。
- (四)學識與見解：學識及時事的見解，占 25 分。

十、面試日期及地點：暫訂 105 年 10 月 10 日前，確實日期及地點另行通知學校轉知報名者。

十一、其他注意事項

- (一)本簡章、「2017 年度沖繩人子弟等留學生募集事項」及擬就讀學校相關規定，請詳細閱讀，充分瞭解後報名申請。
- (二)因留學所涉之權利義務，悉依日方所訂「2017 年度沖繩人子弟等留學生募集事項」相關規定辦理。
- (三)留學期間由於自身情事和責任而休學、停學或退學，日方有權取消全部或一部分獎學金。
- (三)報名者應繳書件不齊，視為申請不合格，已繳交書件不予退還。

3/21



(四)推薦時，請先確認及評估申請學生赴日之可行性，包括獨自在外生活能力、家庭態度及役齡男性兵役問題等因素。



教育部辦理 106 年度沖繩縣政府公費留學獎學金甄試報名表

姓名	中文	英文	二吋照片
生日	民國 年 月 日出生		
身分證字號			
學歷	☐ 民國 年 月 大學 學系畢業。 ☐ 民國 年 月 大學 學系研究所在學中。 ☐ 民國 年 月 大學 學系研究所畢業。		
現就讀學校 或服務單位			
日語程度	日本語能力測驗____級及格。		
電話、 e-mail	(公) (宅): e-mail:	緊急聯絡人: 電話(宅): (手機):	
戶籍地址			
通訊地址			
身分證 欄	正面		反面
編號		審核人簽章	



2017年度
ウチナーンチュ子弟等留学生
募集要項

OKINAWAN EMIGRANTS' DESCENDENT and ASIAN SCHOLARSHIP PROGRAM
REQUIREMENTS FY2017

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
OKINAWA INTERNATIONAL EXCHANGE
&
HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT FOUNDATION

6/21



目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させ、沖縄の歴史・文化・習慣の理解や、県内企業での実務経験、県民との交流を深め、将来的に本県と出身国とのネットワークの架け橋になる人材を育成し、もって、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

なお、本事業は、沖縄県の委託を受けて（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）が実施する。

定義

留学生は、沖縄県出身移住者の子弟を対象とする海外移住者子弟留学生、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生とする。

なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

留学先

県内の受入大学等にて科目等履修生、伝統技術研修生、企業等研修生として修学する。

受入大学：琉球大学、名桜大学、沖縄国際大学、沖縄県立芸術大学

受入施設：日本語学校、各研修施設

コース：①科目等履修生コース A 1年

②科目等履修生コース B 1年（科目等履修生6ヵ月・企業等研修6ヵ月）

③伝統芸能修得コース 1年

留学期間

留学期間は2017年4月1日から2018年3月31日まで12か月以内の期間とする。また、科目等履修生コース B は、上記留学期間内に大学前期修了後、企業研修を行うこととする。

奨学金の内容

1 奨学金の支給

財団は、留学生に対し留学に必要な経費を下記に定めるところにより支給する。

区 分	支給金額	内 容
受入旅費	実 費	留学生の居住国の国際空港と那覇空港間の往復航空運賃（エコノミークラス）と日本国内においての乗り継ぎに要する交通費等 ※往復航空券は財団が手配・指定したものとする。
学 費	実 費	検定料、入学料、授業料等に要する経費
研 修 費	実 費	教材費、研修指導費などに要する経費
生 活 費	月額 70,000 円	月額（寮費等の実費を別途支給） ※寮設備のある大学の場合、大学寮に住むこととする
厚 生 費	実 費	国民健康保険料・普通傷害保険料・住宅総合保険料に要する経費 ※但し 51,000 円を上限とする。
そ の 他	実 費	知事が必要と認める経費

*受入旅費については、支給方法の変更の可能性有り。

*パスポート及びビザの取得に係る費用並びに、渡航の際の空港税等は自己負担とする。

*留学最初の月（4月分）の生活費は、本県到着日から月末までの日額支給とする。

*留学最後の月（3月分）の生活費は、帰国日までの日額支給とする。

7/21

2 奨学金の決定の取消

留学期間中に自己の都合又は責任により休学又は停学若しくは退学する場合は、奨学金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

応募の資格条件

以下の各号の資格条件を全て備えている者のみ、応募することができる。

1. 推薦機関の長（別表参照）の推薦する心身ともに健全で地域又は職域にあって指導的役割を果たし得ると認められる者。
2. 出身国の学校教育12年の課程を修了した者又はそれと同等以上の学力を有する者であって、受入大学で修学を許可される条件を有する者。
3. 2017年4月1日時点で35歳未満である者（伝統技術研修生も35歳未満）
4. 修学・技術研修に必要な日本語を理解できる能力のある者（*日本語能力試験N4程度又は、受入機関が認める基準を満たす者）。ただし、大学修了後に企業等研修を希望する者は日本語能力試験N2程度を有する者であること。
※「科目等履修生コースA」と「伝統芸能修得コース」については必ずしも日本語能力試験有資格者の条件はないが、各受入機関へ出願書類を提出する際、別添「日本語理解力調査書(第9号様式)」を求められる。
5. 財団が支給する奨学金を超える必要経費について自己負担する能力のある者。
6. 留学中の身元保証人として、留学に理解と協力の得られる親族などが県内居住している者。ただし、アジア諸国等海外留学生の身元保証人については、県内居住者に限らないものとする。
7. 留学期間中、沖縄県民との交流活動に努め、沖縄県ならびに財団が実施する交流事業などに積極的に参加できる者。（年間スケジュールの件削除）
8. 帰国後、出身国の県系人社会等への貢献を通して沖縄県との交流に寄与できる者。

（別表）

留 学 生	推 薦 機 関
海外移住者子弟留学生	出身国海外沖縄県人会
アジア諸国等海外留学生	留学生の派遣を希望する国等における公的機関及び大学機関



応募方法等

1-① 応募方法（大学希望者）

(1)大学希望者は、以下の出願書類を推薦機関の長宛に提出すること。

- ① 留学願書（第3号様式）
- ② 履歴書（第4号様式）※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 身元保証書（第6号様式）
※遠隔地に居住している者に身元保証人を依頼する場合は、身元保証人へPDF等で送信し、
身元保証人が記入・押印のうえ、財団まで郵送することも可能です。
- ⑤ 専攻希望書（第7号様式 ①大学用）
※科目等履修生コースBを希望の場合、企業研修希望書(第7号様式 ②企業研修用)も記入すること。
- ⑥ 留学後の進路調査（第8号様式）
- ⑦ 日本語理解力調査書（第9号様式）※日本語能力試験認定証の写しも添付してください。
- ⑧ 留学同意書（第10号様式）
- ⑨ 健康診断証明書（第11号様式）※日本語で明記してください。
- ⑩ コース選択表（第12号様式）※第二、第三希望まで明記してください。
- ⑪ 旅券(パスポート)の写し ※期限が有効なものを提出してください。
- ⑫ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm)8枚
- ⑬ 受入大学が要求する出願書類
※各大学所定の募集要項は例年11～12月に発行されますので、別途送付します。
なお、希望大学への出願書類は募集要項が発行され次第、別途依頼します。
(各大学の出願書類について、ご参考までに「別添資料 No.2」を確認してください。)
- ⑭ 留学志望動機等に対する作文(400字詰め原稿用紙4枚以上とし、本人自筆による日本語で書くこと)

*必ず規定の様式を使用すること。

*原則として日本語で記入すること。

*二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出すること。また、「委任状(第13号様式)」を提出すること。

*日本語能力試験の有資格者は、日本語能力認定書の写しも添付すること。

1-② 応募方法（伝統技術研修希望者）

(2)伝統技術研修希望者は、以下の出願書類を推薦機関の長宛に提出すること。

- ① 留学願書（第3号様式）
- ② 履歴書（第4号様式）※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 身元保証書（第6号様式）
※遠隔地に居住している者に身元保証人を依頼する場合は、身元保証人へPDF等で送信し、

9/21

身元保証人が記入・押印のうえ、財団までご郵送することも可能です。

- ⑤ 専攻希望書（第7号様式 ③技術研修用）
- ⑥ 留学後の進路調査（第8号様式）
- ⑦ 日本語理解力調査書（第9号様式） ※日本語能力試験認定証の写しも添付してください。
- ⑧ 留学同意書（第10号様式）
- ⑨ 健康診断証明書（第11号様式） ※日本語で明記してください。
- ⑩ コース選択表（第12号様式） ※第二、第三希望まで明記して下さい。
- ⑪ 旅券(パスポート)の写し ※期限が有効なものを提出してください。
- ⑫ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm)8枚
- ⑬ 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書(該当者のみ在籍証明書)
※ 出願時に在学中の場合、在籍証明書又はそれに代わるものをご提出ください。
※ 成績・卒業証明書(在籍証明書)は翻訳人又は県人会が証明する日本語訳を添付してください。
- ⑭ 留学志望動機等に対する作文(400字詰め原稿用紙4枚以上とし、本人自筆による日本語で書くこと)

*必ず規定の様式を使用すること。

*原則として日本語で記入すること。

*二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出すること。また、「委任状(第13号様式)」を提出すること

*日本語能力試験の有資格者は、日本語能力認定書の写しも添付すること。

(3)推薦機関の長は、前記資格条件及び出願書類を審査して、出願書類に以下の推薦書類を添付して財団理事長（以下「理事長」という。）あてに提出すること。

- ① 留学生推薦・選考経過報告書（第1号様式）
- ② 推薦書（第2号様式）
- ③ 推薦理由書（第2号様式 別添）

*必ず規定の様式を使用すること。

*原則として日本語で記入すること。

*推薦書類は受入大学に提出するため、なぜ推薦したか具体的に記述してください。

2 提出期限

推薦機関の長は、前記出願書類及び推薦書類を2016年10月31日(日本時間)までに、下記提出先あてに郵送にて必着させること。



3 提出先・問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課 担当者：金城宏典

Mr. Kosuke Kinjo, International Exchange Division

OKINAWA INTERNATIONAL EXCHANGE & HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT FOUNDATION

〒901-2221 日本国沖縄県宜野湾市伊佐 4-2-16

4-2-16 Isa Ginowan Okinawa Japan 901-2221

TEL:81-98-942-9215 FAX:81-98-942-9220 E-mail: k-kinjo@oihf.or.jp

4 受入決定

- (1) 理事長は、沖縄県知事と協議の上、出願・推薦書類を審査選考し、適格者の受入大学・研修施設への入学・修学斡旋を行う。
- (2) 理事長は、受入大学などから入学許可の通知を受けたときは、当該留学生の受入を推薦機関の長を経由して応募希望者に通知する。

特記事項

1 留学生の指導

- (1) 知事は、理事長からの協議に基づき、留学生の行動・生活態度等について適当な助言及び勧告を与えることができる。
- (2) 留学生は、前号の助言及び勧告に従わなければならない。
- (3) 留学生は、県外(日本国内)に旅行するときは、あらかじめ必要書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 留学生の一時帰国

- (1) 留学生は、留学中、自己の都合により一時帰国してはならない。但し、やむを得ない事由により一時帰国しなければならない場合は、あらかじめ必要書類を添えて理事長に提出し、知事の協議を経て、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号により一時帰国する場合は出身国での滞在中、留学生に対して生活費を支給しないものとし、既に生活費を支給している場合は、当該日数分を換算して払い戻しさせることができる。

3 留学生の帰国義務

- (1) 留学生は、留学期間中に「ウチナーンチュ子弟等留学生留学報告書(第22号様式)」を四半期毎に提出し、留学終了時には「ウチナーンチュ子弟等留学生修了報告書(第23号様式)」を理事長に提出しなければならない。
ただし、4/四半期分の「ウチナーンチュ子弟等留学生報告書(第22号様式)」については、「ウチナーンチュ子弟等留学生修了報告書(第23号様式)」を代わりとしてよい。
- (2) 留学生は、留学期間が終了したとき又は留学生の身分を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。
- (3) 留学生は、帰国後、留学期間中に習得した知識やネットワークを活用し、出身国の発展に貢献するとともに、本県と出身国との友好親善の推進に寄与するよう努めなければならない。

11/21



ウチナンチュ子弟等留学生受入事業 (海外移住者子弟留学生)

はじめに

※予算が確定しておりませんので、事務手続き等考慮し、募集は開始しておいてください。

※予算確定後、改めて受け入れ人数、期間等をお知らせいたします。

※推薦団体は予め数名（3名程度）候補者を選挙してください。予算確定後、受け入れを決定します。

※応募者がいない場合は、早急にお知らせください。

1. 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させ、沖縄の歴史・文化・習慣の理解や、県内企業での実務経験、県民との交流を深め、将来的に本県と出身国とのネットワークの架け橋になる人材を育成し、もって、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする

2. 応募条件

- ・沖縄県出身の移住者子弟であること。
- ・大学等における就学及び日常生活に支障がない程度に日本語を読み、書き、話せること。
(日本語能力試験N4<旧試験の3級とほぼ同じレベル>程度又は受入機関が認める基準を満たす者)
- ・2017年4月1日時点で35歳未満である者。(技術研修生も、35歳未満)
- ・県人会長が推薦し、帰国後、県人会の発展、及び沖縄県との交流に寄与できる者。
- ・出身国の学校教育12年の課程を修了した者。または、日本における小、中、高校に相当する学業を修了した者、若しくは、それと同等の学力を有する者。
- ・奨学金を超える必要な経費について、自己負担能力のある者。
- ・身元保証人となりうる親族等が沖縄県内に居住している者。

3. 留学期間

科目等履修生コース A 1年

科目等履修生コース B 1年(科目等履修生6ヵ月・企業等研修6ヵ月)

伝統芸能修得コース 1年

4. 奨学金の支給

旅費、学費、生活費等、予算の範囲内で支給

12/21

5. コースについて

①科目等履修生コース

A 日本語 + 科目選択 (1年)	(従来のコース) 県内の各大学で科目履修生として就学します。	1年
B 日本語 + 科目選択 + 企業等研修 (6ヵ月)	(6ヵ月) 科目履修終了後、実際に県内の企業に入って研修します。	1年

研修例

企業等研修分野	研修科目
教育・文化	幼児教育、初等教育、学校関係、書籍関係
観光	観光業務、ホテル業務、エコツーリズム
電気・通信・情報処理	自動車整備、電気技師、Webデザイン、広告
建築関係	土木設計・建築設計等・大工・左官
福祉	老人福祉・社会福祉
保健衛生、美容関係	歯科医療、薬剤師、リハビリ、栄養士、美容師、理容師

②伝統芸能修得コース

A 日本語学校 + 伝統芸能・工芸研修 (3ヶ月)	(9ヶ月) 県内の日本語学校で3ヶ月学んだ後、伝統芸能を教えている各学校・教室・施設で9ヶ月間技術研修を実施します。 ※日本語学校は研修生の語学力により判断する	1年
漆器、紅型、三線作成、花笠作成、琉球料理（沖縄料理）、空手等		

6. 留意事項

(1) 締切日を厳守する。

- 県（財団）への書類提出の締切日は、候補者の書類審査、出願手続き等に要する時間を考慮して設定していますので、期限厳守をお願い致します。

提出期限 : 2016年10月31日（日本時間）

(2) 書類不備をなくす。

- 例年、書類不備による出願の遅れがあります。書類を県（財団）へ提出する前に、内容のチェックを入念に行うようにしてください。

(3) 推薦＝受入ではない。

- 推薦された時点で留学できると思い込み、大学を休学したり、仕事を休職または辞職したりするケースがあるようですが、沖縄への留学は、①県（財団）での書類審査、②希望大学に合格、この2つをクリアしなければ最終決定とはなりませんのでお気をつけ下さい。

13/21

ウチナンチュ子弟等留学生受入事業

(アジア諸国等海外留学生)

はじめに

※予算が確定しておりませんので、事務手続き等考慮し、募集は開始しておいてください。

※予算確定後、改めて受け入れ人数、期間等をお知らせいたします。

※推薦団体は予め数名（3名程度）候補者を選出してください。予算確定後、受け入れを決定します。

※応募者がいない場合は、早急にお知らせください。

1. 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させ、沖縄の歴史・文化・習慣の理解や、県内企業での実務経験、県民との交流を深め、将来的に本県と出身国とのネットワークの架け橋になる人材を育成し、もって、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする

2. 応募条件

- ・アジア諸国等（沖縄県と交換留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾））の海外出身者である
- ・大学等における就学及び日常生活に支障がない程度に日本語を読み、書き、話せること。
（日本語能力試験N4<旧試験の3級とほぼ同じレベル>程度又は受入機関が認める基準を満たす者）
- ・2017年4月1日時点で35歳未満である者。（技術研修生も、35歳未満）
- ・留学生の派遣を希望する国等における公的機関及び大学機関の長が推薦し、帰国後、出身国の県系人社会等への貢献を通して沖縄県との交流に寄与できる者。
- ・出身国の学校教育12年の課程を修了した者。または、日本における小、中、高校に相当する学業を修了した者、若しくは、それと相当の学力を有する者。
- ・奨学金を超える必要な経費について、自己負担能力のある者。
- ・身元保証人となりうる親族等がいる者。（沖縄県に居住している者が望ましい。）

3. 留学期間

科目等履修生コース A 1年

科目等履修生コース B 1年(科目等履修生6ヵ月・企業等研修6ヵ月)

伝統芸能修得コース 1年

4. 奨学金の支給

旅費、学費、生活費等、予算の範囲内で支給

14/21

5. コースについて

①科目等履修生コース

A 日本語 + 科目選択 (1年)	(従来のコース) 県内の各大学で科目履修生として就学します。	1年
B 日本語 + 科目選択 + 企業等研修 (6ヵ月)	(6ヵ月) 科目履修終了後、実際に県内の企業に入って研修します。	1年

研修例

企業等研修分野	研修科目
教育・文化	幼児教育、初等教育、学校関係、書籍関係
観光	観光業務、ホテル業務、エコツーリズム
電気・通信・情報処理	自動車整備、電気技師、Webデザイン、広告
建築関係	土木設計・建築設計等・大工・左官
福祉	老人福祉・社会福祉
保健衛生、美容関係	歯科医療、薬剤師、リハビリ、栄養士、美容師、理容師

②伝統芸能修得コース

A 日本語学校 + 伝統芸能・工芸研修 (3ヶ月)	(9ヶ月) 県内の日本語学校で3ヶ月学んだ後、伝統芸能を教えている各学校・教室・施設で9ヶ月間技術研修を実施します。 ※日本語学校は研修生の語学力により判断する	1年
漆器、紅型、三線作成、花笠作成、琉球料理（沖縄料理）、空手等		

6. 留意事項

(1) 締切日を厳守する。

- 県（財団）への書類提出の締切日は、候補者の書類審査、出願手続き等に要する時間を考慮して設定していますので、期限厳守をお願い致します。

提出期限 : 2016年10月31日（日本時間）

(2) 書類不備をなくす。

- 例年、書類不備による出願の遅れがあります。書類を県（財団）へ提出する前に、内容のチェックを入念に行うようにしてください。

(3) 推薦＝受入ではない。

- 推薦された時点で留学できると思い込み、大学を休学したり、仕事を休職または辞職したりするケースがあるようですが、沖縄への留学は、①県（財団）での書類審査、②希望大学に合格、この2つをクリアしなければ最終決定とはなりませんのでお気をつけ下さい。

18/21

応募に当たっての注意事項

1. 二重国籍について
2. 科目等履修生コース B について
3. 生活費について
4. 日本の大学への出願について
5. 各大学の日本語能力・出願書類について
5. 留学生のアルバイト等について



1. 二重国籍について

【注意事項】

※二重国籍でも受け入れ可能となりましたが、注意して頂きたい点があります。

- 1) 戸籍に記載されている住所が確実にわかる方のみ受け入れを許可します。本籍地が把握出来ない場合、日本で住民登録が出来ない為、受け入れを不可とさせていただきます。

【二重国籍者の委任状】

- 1) 二重国籍者が日本で暮らす際、通常の住民登録が出来ない為、別の手続きを踏む必要があります。必要書類としまして、日本への入国年月日がわかるもの(飛行機チケットやパスポートなど)、日本のパスポート、戸籍抄本、戸籍の附票、この4点が必要になります。来沖してから2週間以内に手続きを完了させなければなりませんので、戸籍抄本及び戸籍の附票については、事前に取り寄せておく必要があります。戸籍関係書類は本人のみ取得可能ですが、財団が戸籍書類を取得出来るよう、財団理事長を代理人とした別添「委任状(第13号様式)」を作成して下さい。

2. 科目等履修生コース B について

【注意事項】

平成24年度は最長2年間研修を行うことが可能でしたが、平成25年度以降の科目等履修生コースBは、県内大学において前学期日本語等の科目を履修した後、専門企業等で半年間の研修を行う計1年間コースへ変更になります。

3. 生活費について

【注意事項】

財政が厳しいおり、当局より事業の予算削減を求められています。来年度は生活費として留学生ひとりにつき月額7万円の支給を予定しています。なお、生活費とは居住に係る光熱費(電気、ガス、水道代含む)、食費、通信費、交通費などを指します。

17/21

4. 日本の大学への出願について

日本の大学に入学するには、文部科学省が定める「大学入学資格」の決まりにのっとり、外国において学校教育における12年の教育課程を修了した者という規程があります。

高等学校・専門学校までの教育課程が12年未満の国もありますが

- 1) 高等学校で11年、大学で1年間以上の課程を修了している
- 2) 11年以上の教育課程を修了しており、文部科学大臣が定める基準を満たしている者
- 3) GCEA レベル資格有する者、国際バカロレア (IB)、WASC、CIS の認定を受けた日本の高等学校にあたる学校を修了している

などの場合、「大学入学資格あり」とみなすことがあります。

応募者がこれらの条件を満たしているのかわからない場合は、ご相談ください。

また、現在の決まりも、今後改正される可能性がありますので、注意してください。

5. 各大学の日本語能力・出願書類について

科目等履修生コースで県内大学への留学が決定したものは、日本語能力を証明する書類を提出しなければなりません。各大学における日本語能力条件の詳細については、以下へ記載します。

応募の段階では下記の書類を提出する必要はありませんが、各自希望大学を決める際の目安にしてください。

※下記の条件は、2016年6月時点のものとなります。出願時には変更されていることもあります。

[沖縄国際大学]

<日本語能力について>

- 1) 日本語能力試験有資格者は「日本語能力認定書」等の資格証明書の提出が必要。
- 2) 日本語能力試験資格のない応募者については、日本語レベルは問わないが財団の応募提出書類「日本語理解力調査書」の提出が求められる。

※ 沖縄国際大学一般向け募集要項には「日本留学試験を受験した者」とあるが、ウチナーンチュ子弟等留学生(旧：県費留学生)に関しては非受験者でも構わない。

<出願書類(証明書関係)>

最終出身学校の成績証明書、卒業証明書、在籍証明書(該当者のみ)又はそれに代わるものを



ご提出ください。

※1)出願時点で応募者が学校に在学している場合、在籍証明書又はそれに代わるものをご提出ください。

※2)成績証明書、卒業証明書(該当者：在籍証明書)は、翻訳人又は県人会が証明する日本語訳(押印されたもの)を添付してください。

※3)各証明書に有効期限が明記されているものについては、「2017年3月31日」まで有効のものをご提出ください。

[名桜大学]

<日本語能力について>

- 1) 日本語能力試験有資格者は「日本語能力認定書」等の資格証明書の提出が必要。
- 2) 日本語能力試験資格のない応募者については、資格条件は必須ではないが「日本語能力レベルのわかる書類」の提出が必要。
(例：財団の応募提出書類「日本語理解力調査書」、日本語学校の成績証明書、修了証書、日本語教師の推薦書など)

<出願書類(証明書関係)>

最終出身学校の成績証明書、卒業証明書、在籍証明書(該当者のみ)又はそれに代わるものをご提出ください。

※1)出願時点で応募者が学校に在学している場合、在籍証明書又はそれに代わるものをご提出ください。

※2)成績証明書、卒業証明書(該当者：在籍証明書)は、翻訳人又は県人会が証明する日本語訳(押印されたもの)を添付してください。

※3)各証明書に有効期限が明記されているものについては、「2017年3月31日」まで有効のものをご提出ください。

[県立芸術大学]

<日本語能力について>

- 1) 日本語能力試験有資格者は「日本語能力認定書」等の資格証明書の提出が必要。
- 2) 日本語能力試験資格のない応募者については、資格条件は必須ではないが「語学力の証明書」の提出が必要。
(例：財団の応募提出書類「日本語理解力調査書」、日本語学校の成績証明書、修了証書、日本語教師の推薦書など)

※ 日常会話や大学で学ぶための基礎学力(話す・聞く・書く)レベルが求められる。

19/6/1

<出願書類(証明書関係)>

最終出身学校の成績証明書、卒業証明書、在籍証明書(該当者のみ)又はそれに代わるものをご提出ください。

※1)出願時点で応募者が学校に在学している場合、在籍証明書又はそれに代わるものをご提出ください。

※2)成績証明書、卒業証明書(該当者:在籍証明書)は、翻訳人又は県人会が証明する日本語訳(押印されたもの)を添付してください。

※3)各証明書に有効期限が明記されているものについては、「2017年3月31日」まで有効のものをご提出ください。

[琉球大学]

<日本語能力について> ※以下は4月または10月入学者

- 1) 日本語能力試験有資格者は「日本語能力認定書」等の資格証明書の写しの提出が必要。
- 2) その他に日本留学試験(EJU)や日本語力試験((BJTやJPTなど)を受験していればその資格証明書の写しも提出すること。

例:琉球大学には、日本語学校の成績証明書、出席状況証明書の提出が必要(日本語学校に在学していた(いる)人のみ)。

<出願書類(証明書関係)>

・琉球大学は大学用出願書類として、応募者の出身学校から発行される「成績証明書」、「卒業証明書」、また在籍中の学校から発行される「成績証明書」、または「それらに代わるもの」(以下「各種証明書」という。)の提出が義務づけられています。

※以下をご参考ください。

- ・「成績証明書」、「卒業証明書」、「成績証明書(出願時点で学校在籍中の者は提出)」、または「それらに代わるもの」を(以下「各種証明書」という。)

例1) 応募者が大学在学中または専門学校在学中の場合

- ① 最終学校の「成績証明書」「卒業証明書」
- ② 在籍学校の「成績証明書」
- ③ 上記①②に対する翻訳会社等による日本語訳

※県人会や人材育成財団による翻訳でも可。

※1)上記①②③各種証明書を各1セット(エンボス印や印章、手書きサイン等があること)

※2)上記①②の各種証明書が英文の場合、②の日本語訳は不要

例 2) 応募者が大学卒業の場合

① 最終学校の「成績証明書」「卒業証明書」

② 上記①に対する翻訳会社等による日本語訳

※県人会や人材育成財団による翻訳でも可

※1) 上記①②各種証明書を各 1 セット(エンボイス印や印章、手書きサイン等があること)

※2) 上記①の各種証明書が英文の場合、②の日本語訳は不要

※琉球大学では、出願書類について出願者が大学の担当者へ直接問い合わせることができる「事前確認期間」があります。留学生候補者も利用できます。

・今回は沖縄県へ提出する出願書類の期限を平成 28 年 10 月 31 日としておりますが、琉球大学を第 1 希望とする方は、平成 28 年 11 月 19 日(日本時間)までに「各種証明書」及び「翻訳会社等による日本語訳」、またこれらの書類を公的機関が証明する「証明書」の準備を済ませ、当財団まで最初に PDF でお送りください。当財団で PDF を確認後、問題がなければ原本の郵送依頼をさせていただきます。

また、推薦＝決定ではありませんので、その点は十分ご理解下さい。

※ 大学についての情報は、平成 28 年(2016 年)6 月現在の情報です。

大学に出願する時期には変更されていることもありますので、ご不明な点がございましたら、財団までお問い合わせください。

5. 留学生のアルバイト等について

金銭を目的としたアルバイトは原則として禁止する。ただし、社会奉仕活動等を通して得る報酬については、所定の手続きを経て認める場合があります。